

件 名	メガソーラーの設置について
受付日	令和7年8月5日、28日
ご意見・ご提案 の概要	最近、メガソーラーの設置が全国的に話題となっているが、メガソーラーを設置するために森林伐採などは行わないでほしい。 また、国はソーラーパネルのリサイクルを義務化する制度の創設を断念しており、埋め立てをどうするのかという問題がある。岐阜県はメガソーラーの誘致に力を入れるということだが、設置によるメリット・デメリット、使用済みソーラーパネルの取扱いについても提示してほしい。
県の考え方	森林の立木を伐採する場合には、法律に基づく手続きが必要です。森林法第5条に基づき定めた森林内で、太陽光発電設備を設置するために立木伐採を行う場合は、森林法による手続きが必要となり、開発行為面積が0.5haを超える場合には県の許可が必要です。また、0.5ha以下の開発でも市町村への届出が必要となります。 県としては、市町村と協力し、法律に基づく適正な手続きや審査を行い、森林の保全に配慮しながら対応してまいります。 なお、当県がメガソーラーの誘致に力を入れているという事実はございません。 一方、太陽光発電設備は、国が平成24年に固定価格買取制度を導入して以降、拡大してきたものの、安全面や環境面等からの問題も生じてきたため、制度を所管する国において、令和5年5月に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法を改正するなど、規制強化が図られました。 また、国においては、太陽光パネルのリサイクルのあり方について、検討を行っております。 県としては、こうした国の動きを今後も注視するとともに、市町村と連携し不適切な案件の有無について現地確認してまいります。
担当課	環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課 環境エネルギー生活部 廃棄物対策課 林政部 林政課 林政部 森林保全課